

令和2年9月25日

第 3 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和2年9月25日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第3回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	2番	中岡博晃
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 長	水野貴司
	事務局次長兼農地係長	清水光弘
	庶務係兼振興係主任	松原厚子

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地の利用状況調査の結果について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定について

（開会宣言の時刻午後 1 時 3 0 分）

議長 定刻になりましたので、ただ今から第 3 回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、16 名、全員であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第 10 条の規定により総会は成立いたしました。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本国会議規則第 30 条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を 10 名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、報告 1 件・議案 2 件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。

一 同 （議長指名）

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

2 番・中岡委員、10 番・石岡委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

報告第 1 号 農地の利用状況調査の結果についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

清水次長 ただ今、上程されました、報告第 1 号につきまして、朗読・説明させていただきます。

報告第 1 号 農地の利用状況調査の結果について。

このことについて、農地法第 30 条第 1 項の規定に基づき調査を実施した結果、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 25 日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

4 ページをお開き願います。

こちらのページが、農地利用状況調査結果集計表で、8 月 20 日、21 日に実施しました農地パトロールにより、遊休農地と判定した土地の面積を地域別にまとめたものであります。

遊休農地 1 号計 40,528 m²、2 号計 0 m²、遊休農地合計 40,528 m²でございます。

なお、農地パトロールにて、非農地区分された農地につきましては、議案第 2 号にてお諮りするものです。

5 ページをお開き願います。

こちらのページが、農地パトロールにおける、筆ごとの明細であり、合計 14 筆、40,528 m²でございます。

なお、本調査により遊休農地とした面積から、農林水産省が公表している直近の農林水産統計の耕地面積を用いて遊休農地率を算出しますと、0.28%となります。

以上、農地利用状況調査の結果につきまして、ご報告いたしますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご異議ございませんでしょうか。

一同 　（異議なし）

議長 　ご異議がないようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。

次に、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

清水次長 　ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読・説明させていただきます。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和2年9月25日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■町■■丁目■番地■■、■■■■■■、土地の表示、■町■■■■番■の内、公簿、現況とも畑、面積、■■■m²、事業内容につきましては、選果場、駐車場整備のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和2年10月30日まででございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の（1）のアの（イ）のbの規定に該当するでございます。

備考につきましては、都市計画区域外、農用地区域内、第1種農地でございます。

7ページをお開き願います。

申請地につきましては、■道■■から、■道■■■■■■■■線を経由し■■■■■■km程入った、■■道沿線の色塗り部分の土地でございます。

農地法第4条調査書につきましては、8ページから9ページに記載してございます。

補足説明といたしまして、■■氏は■■■■■■■■を経営し、ワインの醸造を行っており、年々醸造用ブドウの生産量が増加しており、現在のワイナリー内では収穫後選果するまでの保管場所が不足しており、選果場を整備することにより天候に左右されずに選果及び保管が可能となり、醸造までの工程がスムーズに進むことが見込まれ、駐車場も併せて整備するものでございま

す。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　　（異議なし）

議長 　ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、申請のとおり可
と決定いたします。

次に、議案第2号 農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定につい
てを、議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

清水次長 　ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読・説明させていた
だきます。

議案第2号 農地の利用状況調査結果に基づく非農地の決定について。

このことについて、農地法第30条第1項の規定に基づき調査を実施した
結果、別紙農地を農業上の利用増進を図ることが見込まれない農地と区別さ
れたことから、非農地の決定について審議採決願いたい。

令和2年9月25日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

11ページをお開き願います。

こちらのページが、報告第1号でも触れました、農地パトロールにて、非
農地判定を行った土地の明細でございます。

非農地につきましては、合計3筆5,509.74㎡でございます。

以上、農地利用状況調査結果でございます。ご審議の上、ご決定賜ります
ようよろしくお願い申し上げます。

議長 　事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　　（異議なし）

議長 　ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可
と決定いたします。

議長 　以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第
3回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後 1 時 3 9 分)
(本会議所要時間 9 分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 2 番

議事録署名委員 余市町農業委員 10 番